

尼崎市教育委員会 10月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成27年10月26日 午後4時08分～午後5時21分

2 出席委員及び欠席委員

| | |
|----------|------|
| 出席委員 委員長 | 濱田英世 |
| 職務代行者 | 磯田雅司 |
| 委員 | 岡本元興 |
| 委員 | 仲島正教 |
| 教育長 | 徳田耕造 |

3 出席した事務局職員

| | |
|-------------|------|
| 教育次長 | 中川一 |
| 管理部長 | 尾田勝重 |
| 学校計画担当部長 | 舟本康弘 |
| 施設担当部長 | 富永謙一 |
| 学校教育部長 | 西川嘉彦 |
| 社会教育部長 | 吉田淳史 |
| 学校計画担当課長 | 西野俊哉 |
| 職員課長 | 井上潤一 |
| 施設課長 | 橋本謙二 |
| 学校耐震化担当課長 | 山口泰範 |
| 学校耐震化設備担当課長 | 堀隆茂 |
| 学校教育課長 | 平山直樹 |
| 歴博・文化財担当課長 | 益田日吉 |
| スポーツ振興課長 | 竹原努 |
| 中央図書館長 | 川島茂 |

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 報告第18号 専決処分について（成文小学校東棟改築等工事請負契約の変更契約の締結について）
- (2) 報告第19号 専決処分について（園田小学校北棟改築等工事請負契約の変更契約の締結について）
- (3) 報告第20号 専決処分について（塚口中学校北西棟改築等工事請負契約の変更契約の締結について）
- (4) 報告第21号 専決処分について（園田中学校東棟改築等工事請負契約の変更契約の締結について）
- (5) 議案第71号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- (6) 議案第72号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について

(7) 議案第73号 尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

(8) 議案第74号 尼崎市立学校文書規程及び尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について

(9) 議案第75号 尼崎市立北図書館の指定管理者の指定について

日程第3 協議・報告事項

(1) 歴史遺産(富松城跡)保存・活用懇話会について

(2) 歴史遺産(富松城跡)について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時08分、委員長は開会を宣した。

濱田委員長 日程第2の「議事」の、「報告第18号から報告第21号 専決処分について」、「議案第71号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」および「議案第75号 尼崎市立北図書館の指定管理者の指定について」は、会議規則 第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「報告第18号」から「報告第21号」、「議案第71号」および「議案第75号」は、公開しないことと決しました。

濱田委員長 それでは、これより日程に入ります。
日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。管理部長。

管理部長 9月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

濱田委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
9月定例会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、議事録は報告のとおり承認することといたします。

濱田委員長 次に、日程第2の「議事」に移ります。
「議案第72号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 31ページの議案第72号「尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。
この規則は、教育委員会事務局の事務の分掌及び処理に関して定めたものでございますが、議案書の説明欄に記載のとおり、今般の9月議会を経て制定された2つの条例を踏まえ、規定の整備を行う必要を認めましたことから、このたび規則改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、32ページの新旧対照表の中段に記載のとおり、第4条の規定中の「障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会」に名称変更するとともに、「中学校給食検討委員会に関すること。」を学校保健課の分掌事務に追加するものでございます。なお、「尼崎市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例」及び「尼崎市立中学校給食検討委員会条例」はともに、公布の日である平成27年10月9日から施行されていることから、このたびの規則改正は、本委員会で議決をいただいた後の公布の日から行うこととしております。
以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第72号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、「議案第72号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第73号 尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。学校計画担当課長。

学校計画担当課長 33ページの議案第73号「尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」をお願いいたします。
本案は来年4月に、若葉小学校と西小学校を、小田南中学校と若草中学校を統合し、わかば西小学校と小田中学校を設置いたしますとともに、啓明中学校を大庄中学校に

統合するための「尼崎市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正」につきまして、7月27日の教育委員会定例会で承認いただきましたあと、10月5日の市議会におきまして、これを承認可決いただきましたので、今回、関係いたします規則や規程の、一連の改正につきまして、議決をいたさうとするものです。

それでは、議案説明資料に沿って、説明いたしますので、36ページをお願いいたします。件名は、「尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。その内容でございますが、まず、2の改正内容の(1)のわかば西小学校の設置に伴う規則改正でございます。これは、1の改正理由に記載しておりますように、若葉小学校と西小学校を統合し、わかば西小学校を設置するに伴い規則の改正を行おうとするもので、小学校の通学区域を定めている別表第1の中で、「若葉」の項を「わかば西」の項とし、「西」の通学区域を「わかば西」の項に追加した上で、「西」の項を削ろうとするものです。次に(2)の小田中学校の設置及び若草中学校と小田北中学校の通学区域の変更に伴う規則改正でございます。これは、1の改正理由に記載しておりますように、小田南中学校と若草中学校を統合し、小田中学校を設置するとともに、若草中学校と小田北中学校の通学区域の変更に伴い規則の改正を行おうとするもので、(2)の改正内容ですが、中学校の通学区域を定めている別表第2の中で、「小田南」の項を「小田」の項とし、「若草」の通学区域を「小田」の項に追加した上で、「若草」の項を削ろうとするものでございます。その際、別表第2中、「若草」の通学区域から西川1丁目、2丁目1～8番、11番1～3、29～37号、12～29番、30番2～19号、42、45番、次屋4丁目6番47～76号、浜1丁目を削除し、「小田北」の通学区域に追加し、浜小学校の通学区域に表現を改めるものです。なお、アの経過措置といたしまして、通学区域の変更につきましては、平成28年度に新たに中学校に入学する生徒から小田北中学校に進学することといたしており、統合時に2年生及び3年生の生徒は、小田中学校の生徒になります。次に(3)の啓明中学校を大庄中学校に統合することに伴う規則改正でございます。これは、別表第2の啓明中学校の通学区域を「大庄」の項に追加した上で「啓明」の項を削ろうとするものでございます。それでは、今まで申し上げた改正を新旧対照表で順次、ご説明申し上げます。37ページの新旧対照表の別表第1（抜粋）をご覧ください。若葉小学校と西小学校の統合に関しましては、右側の現行の「西」の項を削除し、改正後の新たに設置いたします「わかば西」の項につきまして、右側の現行の西小学校の通学区域である武庫川町から平左衛門町をわかば西小学校に引き継ぐ形で記載いたしております。次に、38ページの新旧対照表の別表第2（抜粋）をご覧ください。若草中学校と小田南中学校の統合に関しまして、右側の現行の「若草」の項を削除し、改正後のページ上段に新たに設置いたします「小田」の項に若草中学校の通学区域であった杭瀬小学校の通学区域を追加し、浜小学校の通学区域を「小田北」の項に追加する形で記載いたしております。

次に啓明中学校と大庄中学校の統合に関しまして、右側の現行の「啓明」の項を削除するとともに、改正後のページ下段の「大庄」の項にわかば西小学校の通学区域を追加する形で記載いたしております。議案説明資料の36ページに戻っていただきまして、3の施行期日ですが、平成28年4月1日から施行いたします。なお、今後の予

定ですが、本日、当規則につきましてご承認いただきましたら、兵庫県教育委員会に、廃止・設置届を提出する予定としております。

以上で議案第73号につきましての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
議案第73号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第73号は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第74号 尼崎市立学校文書規程及び尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。学校計画担当課長。

学校計画担当課長 それでは、39ページの議案第74号尼崎市立学校文書規程及び尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

それでは、議案説明資料に沿って、説明いたしますので、41ページをお願いいたします。件名は、尼崎市立学校文書規程及び尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令についてでございます。1の改正理由でございますが、若葉小学校と西小学校を、若草中学校と小田南中学校を統合し、わかば西小学校と小田中学校を設置するとともに、啓明中学校を大庄中学校に統合するに伴い、規程の改正を行うものでございます。2の改正内容でございます。(1)の尼崎市立学校における文書の取扱いを定める尼崎市立学校文書規程についてでございますが、文書を発送などする際に、記入する記号を定めた別表中若葉小学校、西小学校、小田南中学校、若草中学校及び啓明中学校の項を削除し、大島小学校の項の前にわかば西小学校の項を、小田北中学校の項の前に小田中学校の項を追加するものでございます。次に(2)の教育委員会が所管する自家用電気工作物の保全の確保について定めている尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程でございますが、先程の尼崎市立学校文書規程と同様の改正を行うものでございます。なお、自家用電気工作物とは、電力会社から高電圧で受電して電気を使用する場合に必要な設備で、高圧の電気を100ボルトや200ボルトに変圧する電気設備のことであり、小学校、中学校、高等学校に設置されているものでございます。

それでは、今まで申し上げた改正を新旧対照表で順次、ご説明申し上げます。42ページの尼崎市立学校文書規程の新旧対照表をご覧ください。別表(抜粋)の中で現行の若葉小学校と西小学校の項を削除し、大島小学校の項の前にわかば西小学校の項を

追加いたします。また、現行の小田南中学校、若草中学校及び啓明中学校の項を削除し、小田北中学校の項の前に小田中学校の項を追加いたします。次に、43ページの尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の新旧対照表をご覧ください。別表（抜粋）の中で、先程と同様に、現行の尼崎市立若葉小学校と尼崎市立西小学校の項を削除し、尼崎市立わかば西小学校の項を追加し、現行の尼崎市立小田南中学校、尼崎市立若草中学校及び尼崎市立啓明中学校の項を削除し、尼崎市立小田中学校の項を追加するものでございます。41ページの議案説明資料に戻っていただきまして、3の施行期日でございますが、いずれも平成28年4月1日から施行いたします。

以上で議案第74号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいませようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
議案第74号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第74号は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。
「歴史遺産（富松城跡）保存・活用懇話会について」および「歴史遺産（富松城跡）について」は内容が一連のものであるため、一括議題とします。歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 お手元の資料54ページをお願いします。
それでは、「歴史遺産（富松城跡）の保存・活用懇話会について」ご報告させていただきます。昨年度7月28日開催の本委員会7月定例会にてご報告させていただきましたとおり、本市には、古代から近世に至る各時代の数多くの文化財が残る歴史豊かな街でありあります。これら市内に所在する文化財等の歴史遺産を、市民共有の地域資産として末永く保存し、活用するとともに、戦略的に、市内外に情報発信をしていくための方策等について、富松城跡をモデルに、みなさんのご意見を伺い、保存活用方策の検討に資することを目的に昨年度、「歴史遺産（富松城跡）保存・活用懇話会」を設置しました。懇話会は、当初の予定通り9月11日に第1回を開催し、10月、12月、そして3月17日と4回開催し、委員のみなさんから貴重なご意見をちょうだいしました。この懇話会での議事録の作成、発言内容の確認等を行い、この度事務局にて取りまとめができましたので報告させていただきます。懇話会での意見のうち、主なものをご紹介しますと、全般的な意見としましては、「地域づくり、まちづくりという観点から歴史遺産の保存・活用方法を考えていく必要があります、地域住民との連携が重要

である」「富松城跡を活かすまちづくり委員会の活動事例は先進的な取組であり、今後とも継続的な活動が望まれる」、歴史遺産の保存・活用方策に関する意見としましては、「次世代を担う子どもたちを活動に巻き込み、色々な体験を通して、それを子どもたちの記憶として残していくことも考えておくべき」「小学校区を単位とした活動の取組の重要性」「歴史遺産を史跡として保存するだけではなく、残し方や伝え方について工夫が必要」「歴史遺産単体としての価値だけでなく、それに関わる広範な要素を付加した新たな価値を創造していくべき」、歴史遺産の保存・活用の情報発信に関する意見としましては、「歴史遺産を残すための地域で取り組む姿を子どもや親たちに見てもらい、理解してもらえるような情報発信を継続することが重要」「地域マップづくりを通じて地域の人々が自分たちが住んでいるまちのことをより深く知り、次世代へと受け継いでいくということに意味がある」「情報発信は、マスコミ戦略を含めた行政の役割が重要」「地域に生活している人があって歴史遺産が守られているという全体を理解してもらえるような情報発信を地域、行政が連携して取り組んでほしい」。こうした懇話会での意見交換の成果を発表し、尼崎のイメージアップを含めた歴史遺産を活かしたまちづくりの進め方をテーマとしたシンポジウムを開催してはどうかとの意見も頂戴しましたことから、市制100周年がスタートする今年度1月にシンポジウムを開催し、懇話会でのご意見や本市における歴史遺産を活かした市民主体の取組などを広く紹介することで、まず情報の共有化と発信を図りたいと考えております。なお、その他懇話会での主な意見につきましては資料をご清覧ねがいます。報告は以上でございます。

続きまして、お手元の資料56ページをお願いします。それでは、「歴史遺産（富松城跡）について」ご報告させていただきます。先ほどご報告させていただきました懇話会でのモデルとさせていただきました富松城跡の保存に向けた取組状況でございます。市内富松町2丁目に所在する富松城跡につきまして、すでにご承知のとおり、相続の発生により平成13年に国に物納されたことで、消滅の危機に瀕したことから地域住民が主体となって保存・活用に取組む団体を結成し、市への保存要望とともに、まちの宝として次世代に引き継いでいくための取組みを盛んに展開し、市としても市長名にて国に対し保存を求めてまいりました。こうした取組により、平成17年度からは国から市が管理委託を受託することで保存を図ってまいりましたが、物納から既に13年余りが経過しております。国としては物納物件を換価処分せねばならないことから、市での一括購入を強く求められてきましたが、本市の財政状況等を考慮するなか、平成21年度からは市有地との交換を軸に協議をつづけてまいりました。しかし、見合いの物件がなかなか見つからないなか、このたび、平成28年3月に廃止が決まりました自動車運送事業により、用途廃止となります市内西向島町の出屋敷休憩所用地を交換候補地として、国と具体的な協議を進めたいと考えております。なお、今後の予定としましては、歴史遺産の保存・活用に向けた市民との協働の取組による歴史豊かなまち「あまがさき」の情報発信に向けた取組みとともに、市制100周年を向かえます来年10月の交換に向け、実務的な協議をすすめ、それに必要な予算措置等も講じてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

濱田委員長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員長 交換候補地について、もう少し説明をお願いします。

歴博・文化財担当課長 基本的には国に関しては換価処分は現金で地価での売却であり、市は現金で購入することになる。尼崎市の財政状況を説明する中で、制度としては市の土地と国の土地を等価で交換することは可能である。ただ2つの土地が全く同じ価格になることは難しいため、差額が生じた際は現金で補うようになる。歴史的な評価もあるため富松の土地については評価が難しく、いかほどの価格の土地との交換がいいのか、国とも協議を進めている。その中で、一定の金額が表示されているため、それに見合う土地を市としては候補を探すという作業を行っていた。そういった中で、今後具体的な金額の折り合いがつくのかどうかも含めて協議をしていくこととなるが、今のところほぼ見合う金額となっていると聞いている。しかし、やはり多少の差額が生じることは想定されるため、その差額は現金で補うこととなり、今のところ市の交換候補地の方が若干評価額が低いため、補填が必要になってくると思われる。

磯田委員 懇話会は今後も継続的に行なわれるのか。

歴博・文化財担当課長 懇話会は全4回で終了となり、その取りまとめが今回の報告内容である。懇話会でいただいた意見をもとに、今年度はシンポジウムというかたちで広く皆さまにお伝えしていきたいと考えている。次年度につきましては、平成28年10月に市制100周年を迎えるにあたり、歴史遺産を活かした「まちづくりフォーラム」を行なう予定としている。具体的には、今年度は歴史遺産についての取組状況や懇話会でいただいて意見をお伝えすることが主となります。次年度については、さらに範囲を広げて、近隣住民の方の取組についても紹介していきたいと考えている。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

濱田委員長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。

管理部長 教育委員会10月定例会報告事項について、平成27年9月29日から本日10月26日までの主要行事および11月の主要行事予定を報告します。

(総務関係)

9月8日 9月市議会定例会

～10月5日 ・9/28 文教委員会

・10/5 本会議(委員長報告、採決)

10月5日 第13回政策推進会議

(立地適正化計画の策定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス

計画書」の公表について ほか)

10月11日 尼崎市民まつり

10月19日 教育委員協議会、市内視察(難波の梅小学校)

10月20日 第14回政策推進会議

(「今後の超少子高齢社会に対応するための行政執行体制の在り方について ～ 行政サービスの更なるアウトソーシングの導入に向けた基本的方向性～」について ほか)

10月26日 教育委員会10月定例会

(学校教育関係)

10月17日 第52回尼崎市立中学校総合体育大会

10月20日 第52回尼崎市立小学校連合体育大会

10月22日 市立幼稚園みんなのつどい

(社会教育関係)

10月10日 第43回尼崎市小学生陸上競技大会

10月12日 2015スポーツのまち尼崎フェスティバル

10月25日 第61回あまがさき市民マラソン大会

(11月主要行事予定表)

10月29日 近畿都市教育長協議会

10月31日 杭瀬小学校創立90周年記念式典

11月2日 第15回政策推進会議

第3回総合教育会議

11月4日 文教委員会(閉会中)

第2回兵庫県都市教育長協議会

11月12日 平成27年度 市町村教育委員会研究協議会

11月17日 第16回政策推進会議

11月24日 教育委員会11月定例会

報告は以上です。

濱田委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

濱田委員長 次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたします。傍聴者の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

濱田委員長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって、尼崎市教育委員会10月定例会を閉会といたします。

(閉会 午後5時21分)

尼崎市教育委員会10月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。